

令和7年（フ）第755号

埼玉県川口市上青木六丁目7番2号

破産者 株式会社鈴や

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第784号

埼玉県北本市朝日二丁目163番地2

破産者 有限会社アヴェク

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第956号

埼玉県さいたま市西区大字佐知川1069番地1ー3A

破産者 徳隣合同会社

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第767号

東京都港区芝公園1丁目2番9号

破産者 株式会社エルビースタッフ

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第1181号

横浜市鶴見区獅子ヶ谷1丁目59番7号

破産者 株式会社和楽家

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年（フ）第95号

新潟県妙高市大字志1339番地2

破産者 株式会社Reve Bois Michel

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

新潟地方裁判所高田支部

令和7年（フ）第390号

岐阜県関市清水町38番地

破産者 Takeyama株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所

令和5年（フ）第3031号

大阪市北区西天満3丁目5番2号

破産者 株式会社スカイ

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3658号

大阪府東大阪市弥生町2番53号105

破産者 株式会社コンパス

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3659号

大阪府茨木市春日3丁目16番40号

破産者 永未 努

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5524号

大阪市中央区南船場2丁目8番11号

破産者 有限会社キセキ

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5758号

東京都中央区湊2丁目11番1号シティタワー銀座東523号室

破産者 株式会社e-Start

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第333号

大阪市西淀川区佃3丁目6番17号

破産者 大日防水工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第785号

大阪府生野区巽中3丁目16番29号

破産者 有限会社オートリペア山原

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1418号

大阪府池田市石橋1丁目11番1号

破産者 株式会社オクヤ

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1498号

大阪市北区本庄東2丁目4番2ー334号

破産者 株式会社ベーシック

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1911号

大阪市北区梅田1丁目1番3大阪駅前第3ビル

29階1ー1ー1号室

破産者 株式会社エス・ティケイ

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2083号

大阪府寝屋川市新家2丁目1番17号

破産者 ダイシンDS株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2197号

大阪府大阪市北区浪花町14ー1 T. Y天六801、開始決定時大阪府大阪市東成区東小橋

破産者 株式会社NN

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2693号

大阪府寝屋川市点野3丁目22番23号

破産者 株式会社はまでん

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2732号

大阪市住吉区殿辻2丁目3番6号

破産者 有限会社杉

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部